

令和8年第2回定例会議案説明資料

(補正予算案)

1 議案第76号 令和8年度千葉市一般会計補正予算(第1号) 中所管

(1) 千葉の親子三代夏祭りへの負担金について ..... P 2

(条例議案)

1 議案第78号 千葉市客引き行為等の防止に関する条例の一部改正について ... P 3

2 議案第79号 千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例  
の制定について ..... P 5

(一般議案)

1 議案第85号 工事委託契約について(千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括  
業務委託) ..... P 6

**【議案第76号】**

**令和8年度千葉市一般会計補正予算（第1号）中所管**

**（千葉の親子三代夏祭りへの負担金について）**

補正予算書 P8、9

**1 補正理由**

千葉開府900年記念イベントである千葉の親子三代夏祭りに対し、ふるさと納税を通じて個人の方から寄附があったため、主催者である千葉市を美しくする会への負担金として、補正予算を計上するもの。

**2 事業概要**

**(1) 千葉開府900年記念イベント等の実施【事業費 6,000千円】**

千葉開府900年を記念して特別感を演出した新規イベント等を実施する。事業内容の詳細については、千葉市を美しくする会と協議の上、決定する。

- ア 開会式及びパレードの拡充
- イ こども向けイベントの実施
- ウ 千葉開府900年を彩る会場内装飾 など

**(2) 警備の拡充【事業費 1,500千円】**

千葉開府900年記念イベント等の実施に係る安全対策として警備費を拡充する。

**3 補正予算の内容**

- (1) 補正予算額 7,500千円
- (2) 財源 特定財源（寄附金） 7,500千円

**4 イベントの概要**

名 称：千葉開府900年記念 第51回千葉の親子三代夏祭り

開 催 日：前夜祭 8月15日（土） 11：00～20：00

本祭り 8月16日（日） 11：00～20：00

会 場：千葉市中央公園及びその周辺

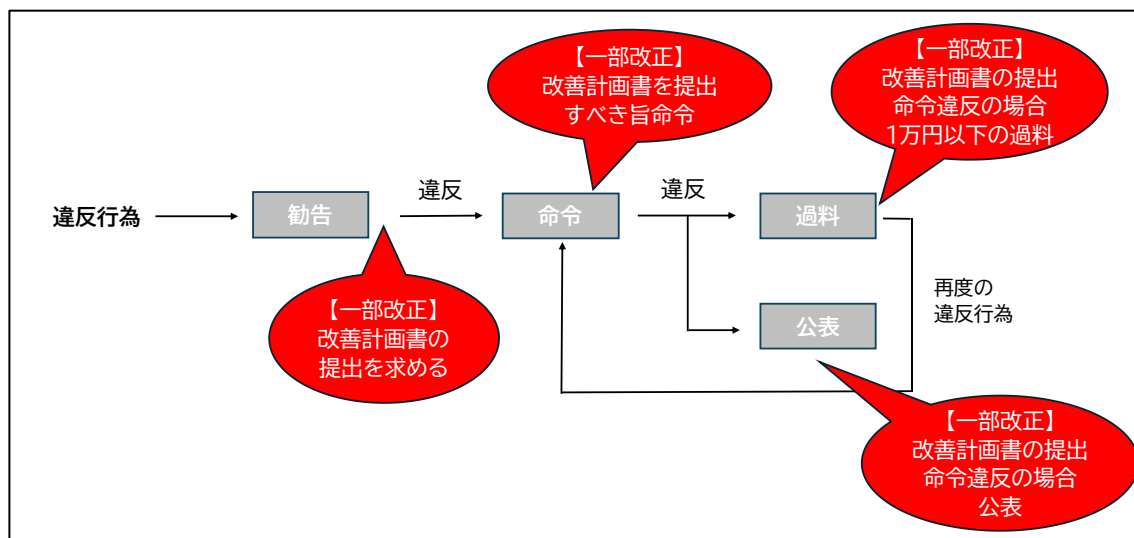
主な内容：パレード（武者行列、よさこい鳴子踊り等）、みこし・山車の渡御、親子三代千葉おどり、飲食・縁日出店、ステージ（ダンス、太鼓演奏等）



### 3 主な内容

事業者（店舗運営法人・客引きを雇用している法人（受託者））に対し、勧告を行った上で、必要に応じ改善計画書の提出を求める。

#### (1) 改善計画書のフロー



#### (2) 対象者

事業者（店舗運営法人・客引きを雇用している法人（受託者））

#### (3) 改善計画書の内容

以下の事項を記載させる。

- ア 是正措置の実施状況（是正済みか否か）の報告
- イ 勧告を受けた事実に対しての改善、指導実績
- ウ 今後の改善（維持）計画

#### (4) 改善計画書を提出しない場合

既に改善が図られた事業者を除き、改善計画書が正当な理由なく提出されない場合には、期限を定め「改善計画書を提出すべき」旨を命令する。それでもなお提出がされない場合には、過料を科し、公表を行う。

なお、これはあくまで具体的な行政指導を行うために必要な改善計画書を提出させることを目的としたものであり、改善が見られない事業者に命令を行うこと、過料を科すこと、公表を行うことを目的としたものではない。

### 4 施行期日

令和9年1月1日

**【議案第79号】**

**千葉市新アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について**

議案書 P17～19

**1 趣旨**

ヒューリック株式会社が千葉県立幕張海浜公園Aブロックに整備し、完成後に千葉市へ条件付きの寄附を予定している新アリーナの管理運営に関して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権<sup>※</sup>を設定するため、同法第18条の規定に基づき、実施方針に関する条例を制定する。

※公共施設等運営権とは、公共施設の管理者（地方公共団体の長）が所有権を有する公共施設等について、民間事業者が運営等を行い、利用料金を自らの収入として收受することを可能とするものであり、これを設定するためには、実施方針を条例により定めることとされている。

**2 経緯**

令和7年 7月 新アリーナの事業計画案について本市へ申し入れ  
(株式会社アルティオリ、ヒューリック株式会社)

令和7年12月 「アリーナの建設及び管理運営に関する基本協定」を3者で締結

令和8年 3月 負担付寄附の受納議案可決 (※)

※ ヒューリック株式会社に公共施設等運営権を設定することが寄附の条件の一つ

**3 主な内容**

(1) 民間事業者の選定手続

民間事業者より提出された業務計画等について、業務の適正かつ確実な実施、事業目的の効果的・効率的な達成、業務遂行能力の保持等の基準に適合するか審査し、選定を行うこととする。

(2) 運営等の基準や業務範囲等

運営に当たり事業者が従うべき基準として、法令等の遵守、利用者への不当な差別的取扱いの禁止、個人情報適切な取扱い等を定めるほか、業務範囲は施設運営全般とし、利用料金については市と協議のうえ定めることとする。

**4 今後の予定**

千葉市PFI事業等審査委員会(附属機関)による調査審議を経て、実施方針の策定、特定事業の選定、事業者の選定を行った後、令和9年第2回定例会において、公共施設等運営権の設定のための議案を提出する。

**5 施行期日**

公布の日

**【議案第85号】**

**工事委託契約について（千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託）**

議案書 P82、83

**1 趣旨**

千葉市内に設置された防犯街灯について、電気料金の削減及び脱炭素を目的として、より消費電力が低い灯具への更新工事及びその維持管理等を行うもの。

**2 委託名** 千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託

**3 委託場所**

千葉市内全域（ただし、市境付近において、他の自治体の区域内に本市が管理する防犯街灯が設置されている場合は、その範囲も含む。）

**4 委託概要**

- (1) 現地調査、設計一式
- (2) システム構築一式
- (3) 防犯街灯更新工事等一式
- (4) 防犯街灯維持管理等一式

**5 契約方法** 随意契約

**6 契約金額**

1, 286, 945千円（消費税含む）

**【内訳】**

- (1) 防犯街灯更新工事等一式 1, 039, 995千円（前記4（1）（2）を含む）
- (2) 防犯街灯維持管理等一式 246, 950千円

**7 契約期間**

契約締結日から令和20年3月31日まで

- (1) 現地調査等一式 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (2) 防犯街灯更新工事等一式 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 防犯街灯維持管理等一式 令和10年4月1日から令和20年3月31日まで

**8 委託の相手方**

千葉市LED防犯街灯照明機器更新等包括業務委託共同プロジェクト

（代表構成員）東京都中央区東日本橋1-1-7 京王東日本橋ビル  
岩崎電気株式会社 代表取締役 伊藤 義剛

（構成員）千葉市中央区問屋町16番3号  
福井電機株式会社 代表取締役 富塚 博祥